仙台市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(案)

規定により提出します。 標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の

平成二十二年二月十七日

提 出 者

議 員 福 島

か

ず

え

嵯 峨

IJ

サ

ダ

子

ふなやま 由

美

IJ

高 見 \mathcal{O} り 子

IJ

IJ す げ 0) 直 子

賛

成

者

議 員 花 木 則 彰

野 仙 台 市 議 会 議 長

田 様

仙台市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

うに改正する。 仙台市政務調査費の交付に関する条例(平成十三年仙台市条例第三十三号) の一部を次のよ

の下に「、調査出張届出書の写し」を加え、同条第七項中「領収書等の写し」の下に「、 第九条第六項中「支出 (別に定めるものを除く。)」を「すべての支出」に改め、「という。)」 調査

附則

出張届出書の写し」を加える。

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 同日前に交付した政務調査費については、 改正後の第九条の規定は、この条例 の施行の日以後に交付する政務調査費に なお従前の例による。 0 ** \ て適用し、

理由

書の写しの する必要がある。 政務調 査 提出を義務付け、政務調査費の使途の透明性を高めるため、 費の交付に関し、すべての支出に係る領収書等の写し及び市域外への調査出張届 これが この条例案を提出する理由である。 現行条例の一部を改正 出